

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第2（第2条、第3条関係） 級別職務分類表		別表第2（第2条、第3条関係） 級別職務分類表	
職務の級	職務	職務の級	職務
略		略	
3級	守衛長、副守衛長又は現業職長の職務	3級	<u>車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長又は現業職長の職務</u>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。